

長野市戸隠伝統的建造物群保存地区防災計画 (案)

長野市教育委員会

令和3年(2021年)●月

長野市戸隠伝統的建造物群保存地区防災計画

目 次

- 1 防災計画の目的
 - 1.1 計画策定の背景
 - 1.2 計画策定の目的
 - 1.3 計画の概要
 - 1.4 関連する計画等
- 2 防災計画の基本方針
- 3 防災対策事業の内容
 - 3.1 防災全般に関わる課題と対策
 - 3.2 火災に関する課題と対策
 - 3.3 地震に関する課題と対策
 - 3.4 雪害に関する課題と対策
 - 3.5 その他の災害に関する課題と対策
- 4 防災対策事業の全体フレーム
- 5 今後の課題
 - 5.1 建築基準法の緩和
 - 5.2 効果的な防災対策事業の推進体制の構築

1 防災計画の目的

1.1 計画策定の背景

長野市戸隠中社・宝光社地区は長野市北西部の山間地にあり、一帯は妙高戸隠連山国立公園にも指定される自然豊かな地域である。霊峰・戸隠山を中心に古くから信仰が興り、近世には徳川幕府の庇護のもと神仏混交の密教寺院・戸隠山顕光寺として隆盛した。戸隠山顕光寺は奥院（本院）、中院、宝光院の三院から成り、近世中期以降に寺社参詣の旅が大衆化すると、中院、宝光院の参道沿いには、各地から訪れる多くの参詣者を止宿させるための大規模な宿坊が顕光寺に属する衆徒（僧）によって整えられ、その門前や外縁部には職工や商人、百姓などが屋敷を構えて、宿坊群・門前町が形成されることとなった。

こうした戸隠信仰を背景として整備された町割りは今も良好に残されており、平成29年2月に我が国を代表する歴史的町並みの一つとして、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

長野市では地域住民との協働により歴史を活かしたまちづくりを進めて地域活性化を図るため、国・県の支援を得て保存地区内での修理修景事業を促進するとともに、街なみ環境整備事業により道路美装化、無電柱化などの整備を順次進めている。

一方で、次のような保存地区の特性から、防災上の課題は全国の伝建地区と比較しても多いと言える。

- ◆ 火災に対して脆弱な茅葺屋根の伝統的建造物が多く、飛び火による類焼の危険度が高い。
- ◆ 屋敷地が広く、隣家との距離があるため、近隣での火災の早期覚知が困難である。
- ◆ 保存地区の近くには消防署がなく、消防署による初期消火が期待できない。
- ◆ 伝統的建造物の多くは正面の開放性が非常に高く、耐震性に課題がある。
- ◆ 特別豪雪地帯に指定されるほど降雪量が多く、雪害が多発する。
- ◆ 標高1,100メートルを超える高冷地にあり、冬季の住環境が大変厳しい。
- ◆ 年間120万人を超える観光客が訪れ、多くの伝統的建造物が宿泊施設として利用されている（建築基準法上の特殊建築物、消防法上の特定防火対象物に該当）。

1.2 計画策定の目的

上記のような保存地区の防災上の特性と課題に対しては、それぞれに有効な対策をソフト・ハード両面から検討し、短期・中期・長期の目標を定めて着実に実施していく必要がある。

また、防災対策の主な担い手となる、住民（世帯）、地域、行政、それぞれの役割を明確化するとともに、保存地区に関わる職人や建築士、学識経験者等の専門家を含めた連携強化が図られる防災体制を構築していかなければならない。

さらに、保存地区の大半が妙高戸隠連山国立公園の第2種特別地域の指定を受けているこ

とや、宿泊施設など用途や規模により建築基準法や消防法等で規制がかかる建築物も多く、関係法令や行政上の関連計画との整合を図り、関係機関との連携を強化する必要もある。

なお、保存地区を含む長野市戸隠地区（旧戸隠村域）は、長野市との合併後、若年層の都市部への流出により人口減少と少子高齢化が進行し、空き家率も増加している。これらは地域の防災力の減衰を招く大きな要因となっていることから、交流人口の増加や空き家の活用など、保存地区を核とした戸隠地域の活性化にも防災上の観点から取り組むべき内容といえる。

これらのことから、保存地区で想定される災害から住民や来訪者の生命・財産を守るとともに、保存地区における歴史を生かしたまちづくりを持続的に推進して地域の活性化を図るため、保存地区の特性に応じた防災計画を策定し、それに基づいた防災対策事業を推進する。

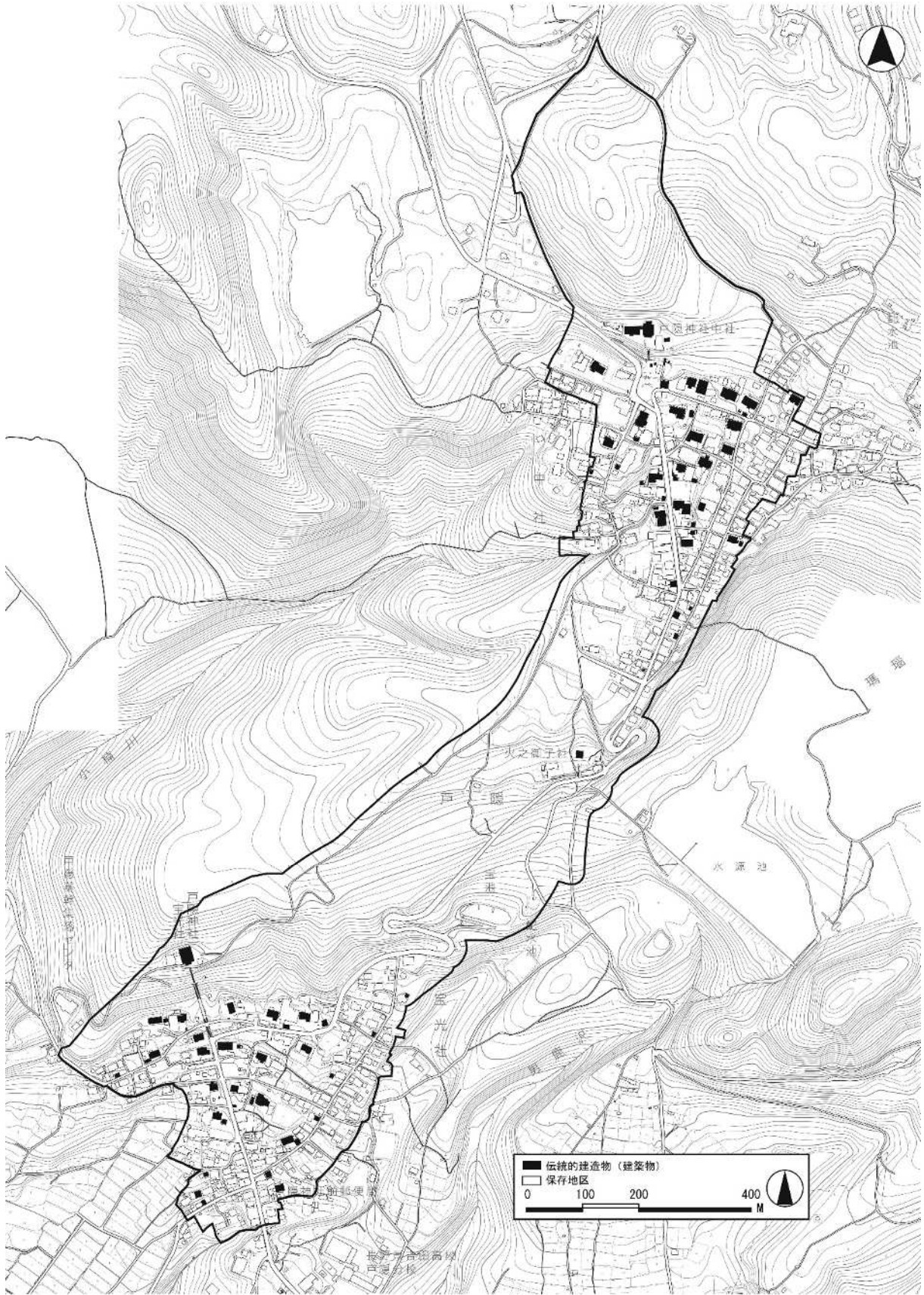
1.3 計画の概要

計画名称：長野市戸隠伝統的建造物群保存地区防災計画

計画期間：令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）

対象地区：長野市戸隠伝統的建造物群保存地区

実施体制：



保存地区の範囲と伝統的建造物の分布

1.4 関連する計画等

(a) 第五次長野市総合計画（前期基本計画）

計画期間：平成29（2017）年度～令和8（2026）年度

※ 前期基本計画は平成29（2017）年度～令和3（2021）年度

根拠法令：地方自治法

計画推進重点テーマ：

テーマ1「魅力ある地域づくり」～暮らし続けられる環境づくりに向けて～

テーマ2「にぎわいあるまちづくり」～交流人口の増加に向けて～

テーマ3「活力あるまちづくり」～定住人口の増加に向けて～

3つの重点テーマのもと、「魅力あふれる文化の創造と継承」を政策目標とし、教育・文化分野の施策として「文化の継承による魅力ある地域づくりの推進」が掲げられており、指定文化財などの保存と活用の推進と、適切な継承のための担い手の確保への支援の必要性が記載されている。

また、都市整備分野の施策としては「地域の特色を活かした景観の形成」が掲げられており、住民や関係団体との協働により歴史的・文化的景観を形成するとともに、文化財を活用した特色あるまちづくりをさらに推進する必要性が記載されている。

(b) 長野市地域防災計画・水防計画

計画策定：平成29年7月改定

根拠法令：災害対策基本法

本計画は、災害対策基本法に基づき、地震や洪水などの災害への備えや、市、県、防災関係機関と市民が相互に協力して災害応急活動を行うための基本的な事項を定めたもので、住民の生命、身体と財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、社会の秩序を維持することなどを目的としている。

このうち、文化財に関しては次のとおり記載されている

【震災対策編】第2章 災害予防計画 第25節 建築物災害予防計画

第4 文化財

計画名〔計画主体〕	計画内容	担当部課
建造物の保護対策〔市〕	各文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。 ○所有者又は管理者に対する、文化財の管理保護についての指導と助言 ○防災施設の設置促進とそれに対する助成 ○防災管理体制及び防災施設の整備並びに自衛消防隊の確立	教育委員会文化財課 消防局予防課

【震災対策編】第3章 災害応急対策計画 第29節 建築物災害応急活動

第4 文化財の保護

1 災害発生時の措置

文化財の所有者・管理者等は、災害により文化財が被災した場合、直ちにその被害の拡大を防止し、被害状況等を教育部文化財班に通報する。

また、教育部長は被害状況を県（教育委員会）に通報する。

2 文化財の復旧

文化財の所有者・管理者等は、文化財の被害状況を調査し、教育部文化財班に報告する。

また、国、県の文化財については、文化庁、県（教育委員会）の指導のもと、復旧措置をとる。

【風水害対策編】第3章 災害応急対策計画 第30節 建築物災害応急活動

第2 文化財の保護

1 市が実施する対策

教育部文化財班は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

2 所有者が実施する対策

(1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

(2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとる。

(3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、教育部文化財班へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、教育部文化財班の指導を受けて実施するものとする。

【その他災害対策編】第2款 雪害対策 第1章 災害予防計画

第1節 雪害に強い地域づくり

第1 予防対策

1 主な取組

(12) 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。

8 文教対策

《前略》また、市及び県の教育委員会は、文化財に対する雪害の防止に努める。

(2) その他の対策

イ 教育委員会文化財課は、所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導するとともに、常にその実情を把握する。

第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

第2 文教・保育活動

2 文化財等の保護

文化財建造物等の耐久度によっては、積雪量が一定量を超えると破損や損傷を生じるおそれがある。これを防止するため、文化財の所有者等は、時期を逸さないよう雪下ろしを実施する。

(c) 長野市歴史的風致維持向上計画

計画期間：平成25年度～令和4年度

根拠法令：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）

本計画は、より多くの市民が長野の歴史と伝統を再認識し、かつ、誇りをもてる都市として発展していくため、地域固有の歴史的遺産を活かしたまちづくりを進めるべく策定されたマスタープランであり、歴史的風致の維持向上に関する課題解決のための方針として次の6つの方針を定めている。

1. 歴史的建造物の保存と活用に関する方針

- ・ 歴史的建造物の積極的な活用を推進するとともに、歴史的風致の核となる建造物等の滅失を防止するため「歴史的風致形成建造物」に指定し修理費等を支援する。

2. 伝統手技術の継承に関する方針

- ・ 伝統的建造物群保存地区制度等を活用し、伝統技術を用いた仕事の間を提供するとともに、住民や職人等と連携して伝統技術を継承するための仕組みをつくる。

3. 歴史的まちなみと周辺環境の保全に関する方針

- ・ まちなみや景観に関する調査研究を行い、住民の理解と協力を得ながら、伝統的建造物群保存地区や文化的景観制度等を活用して、歴史的風致の維持及び向上を図る。
- ・ 歴史的まちなみの外にアクセス駐車場を整備するなど、歴史的風致を維持及び向上させるために、既存の交通体系を検討する。

4. 伝統的な祭礼棟の継承に関する方針

- ・ 地域の活性化やコミュニティ維持、観光振興にも繋がる伝統的祭礼等について、地域住民や専門家等と連携しながら、伝統的な祭礼等の内容や特色、実施日等の把握を行い、担い手の確保や育成等に取り組む。

5. 文化財や伝統的な祭礼當を活用した観光振興や情報発信に関する方針

- ・ 文化財の所有者や関係団体と連携し、文化財や伝統的な祭礼等の価値や魅力について情報発信を行い、文化財を活かした観光振興に繋げる。
- ・ 文化財をめぐるルートの充実を図るため、歩行者案内標識・説明板を設置する。

6. 歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等の調査研究に関する方針

- ・ 歴史的まちなみの形成や伝統的な祭礼等の継承について、地域住民との協働により長期的視点から総合的な調査を継続して行う。

また、課題解決のための施策を重点的に展開する区域として「善光寺・戸隠地区」ほか2地区を重点区域に設定しており、長野市戸隠伝統的建造物群保存地区における建造物の修理修景への助成や耐震性貯水槽整備、道路美装化等の事業が計画に位置付けられている。

(d) 長野市戸隠伝統的建造物群保存地区保存計画

計画策定：平成28年8月5日（平成31年3月29日改定）

根拠法令：文化財保護法、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例

本計画は、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例第11条において準用する第3条第1項の規定により、長野市戸隠伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたもので、特

有の歴史や伝統、文化に育まれた戸隠地区の町並みを市民共有の財産として保存するとともに、地区住民と行政の協働によって魅力あるまちづくりを持続的に推進して生活環境の向上や地域の活性化に努め、もって市民の文化的向上に資することを目的としている。

このうち、「第5章 保存地区の保存に必要な管理施設、設備及び環境の整備等」において、次のとおり防災について記載している。

(2) 防災施設等

保存地区の総合的な防災計画を早期に策定し、地震、火災、風水害、雪害等の各種災害に対する安全性の確保に努めるとともに、上記防災計画に基づく防災施設等の整備を推進し、伝統的建造物については自動火災報知設備や消火器等の設置を促進する。

伝統的建造物の保存修理に際しては、歴史的風致に配慮した構造補強に努める。また、特別豪雪地帯である地域性に鑑み、伝統的建造物の特性を維持しつつ雪害対策に努める。

住民に対しては、防災意識を高めるため、防災訓練の充実や広報による啓発活動に努める。また、自衛防災組織の育成に努め、早期発見・通報、初期消火、初動体制の充実を図る。

(e) 関連する計画等

上記の上位計画の他、保存地区に関連のある計画等は次のとおりである。それぞれに整合を取りながら保存地区の防災力向上を図っていく。

関連計画名称	計画期間等	根拠法令	策定主体
長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略	2017～2025年度	まち・ひと・しごと創生法	市・企画政策部
第二次長野市やまざと振興計画	2017年度策定		市・企画政策部
長野市都市計画マスタープラン	2017年度策定	都市計画法	市・都市整備部
長野市景観計画	2018年度改定	景観法	市・都市整備部
長野市第三次住宅マスタープラン	2017～2015年度	住生活基本法	市・建設部
長野市耐震改修促進計画	2007～2020年度	耐震改修促進法	市・建設部
長野市観光振興計画	2017～2021年度		市・商工観光部
妙高戸隠連山国立公園管理運営計画	策定中	自然公園法	国・環境省

2 防災計画の基本方針

伝統的建造物群保存地区の防災を実効的なものとするためには、文化財としての価値を構成する伝統的建造物や環境物件についてその価値を減失させずに保全するのみならず、各種災害から保存地区で暮らす人々や来訪者の生命と財産を守り、保存地区での人々の営みやまちづくり活動を持続的なものとしていくことが求められる。そのための基本方針を次のとおり定める。

【防災計画の基本方針】

① 個々の建造物等の防災性能の向上

建築物や工作物等の適切な維持管理や構造補強、必要な消防設備の適正配備、施設ごとの避難誘導計画の作成等により、個々の建造物等の防災性能の向上を目指す。

② 地区全体の防災力の向上

早期通報体制の確立、消防設備の整備等による消防能力の向上、オープンスペースの一時避難場所や公共排雪場所としての活用、県と連携した無電柱化や土砂災害対策の実施など、保存地区全体の防災力の向上を目指す。

③ 地域コミュニティの防災力の向上

保存地区とその周辺の住民が育んできた地域コミュニティを母体として、防災訓練や勉強会等を通じた住民一人ひとりの防災意識の向上、防災に対応した体制づくり、職人や建築士等の専門家との連携強化などにより、地域コミュニティの総合的な防災力向上を目指す。

その取り組みの中心となるのは、保存地区において日頃から生活を送る住民自身であり、各人が防災意識と各種災害に対する理解を向上させ、平時における予防や、被災時の適切な対応ができるよう、世帯単位での防災力を高めていく必要がある。

また、個々の住民が成員となる地域（共同体）においては、住民の防災意識の向上を相互に促すとともに、世帯単位では対応が困難な対策や住民の連携により対応すべき対策について、地域ぐるみで取り組む必要がある。

市においては、歴史的町並みを保存・継承しようとする住民や地域の考えを尊重するとともに、本市にとって重要な歴史文化資産を市民共有の文化財として適切に保存・活用していくため、住民や地域が主体的に進める防災対策を継続的に支援していくとともに、地方自治体として担うべき保存地区全体に関わる大規模な対策等を実施する。

さらに、上記の世帯・地域・市の各主体のほか、国や県の関係機関、保存地区に関わる職人や建築士、消防設備士、学識経験者などの専門家と連携し、保存地区の安全と安心をより確固なものとしていくことが求められる。

以上を踏まえ、本計画においては保存地区の防災全般に関わるもののほか、火災、地震、雪害を主に想定する災害とし、複合災害も念頭に置いた上で、それぞれに必要なとされる防災対策を整理する。

3 防災対策事業の内容

3.1 防災全般に関わる課題と対策

防災対策は災害発生時だけではなく、想定される災害や地区の防災上の課題を住民一人ひとりが正しく理解し、災害発生時に慌てず確実に行動できるよう、防災に関する普及啓発や地域コミュニティの整備、防災訓練の実施等、平時からの取り組みが重要である。

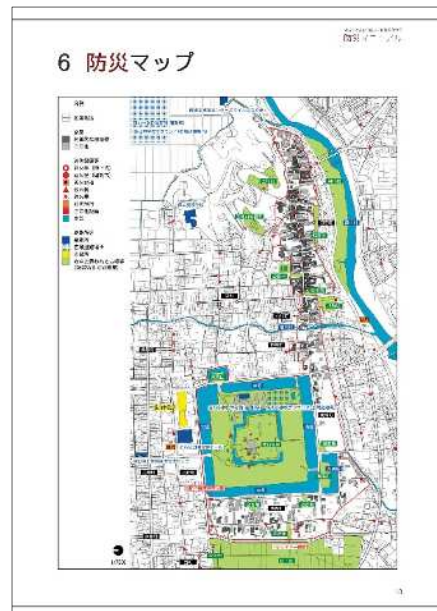
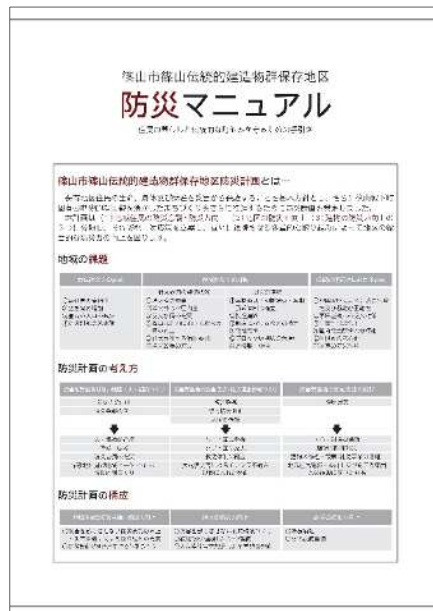
また、年間100万人以上の観光客が訪れる戸隠地区においては、観光シーズンにおける大規模災害の発生などに備え、多数の観光客の避難誘導を想定しておく必要がある。

さらに、災害発生後の早期復旧・復興に備えた取り組みや、地域の防災力の基盤となる地域活力の向上に向けた対策も検討する。

1-(a) 災害に対する理解の促進

課題	
<p>・各種災害に関する正しい理解を促し、必要な対策について啓発する。</p>	

対策	
<p>1-(a)-① 住民向け防災マニュアルの作成</p>	<p>防災に関する情報を分かりやすくまとめた「防災マニュアル」を作成し、地区住民に配布する。</p>
<p>1-(a)-② 防災に関する勉強会の開催</p>	<p>専門家の協力のもと、防災に関する住民向け勉強会を定期的に開催する。</p>



(参考) 丹波篠山市篠山地区防災マニュアル

1-(b) 災害に備えた地域コミュニティの整備

課 題

- ・区やまちづくり協議会などの地域コミュニティについて、災害発生に備えた体制を整える。

対 策

- | | |
|------------------------|--|
| 1-(b)-①
まちづくり活動の活性化 | まちづくり協議会等が主体となり、住民相互に防災意識を高めるまちづくり活動を積極的に行う。 |
|------------------------|--|



(参考) 山口県柳井市における住民の年末夜回り

1-(c) 効果的な防災訓練の実施

課 題

- ・効果的な防災訓練を実施し、災害時に確実に行動できる力を身につける。

対 策

1-(c)-①

住民参加型の防災訓練の
定期実施

災害時に住民一人ひとりが確実に行動できるよう、専門家の指導のもとに効果的な防災訓練を定期的実施する。



(参考) 中社地区防災訓練

1-(d) 観光客も想定した一時避難場所・避難所の確保

課題	
・保存地区と周辺の一時的避難場所・避難所について、観光客の避難も想定し、収容人数や備蓄品を検討する。	

対策	
1-(d)-① 観光客の一時的避難場所・避難所の検討	観光シーズンの大規模災害などにより、多数の要避難者が発生した場合の避難先について検討する。
1-(d)-② インバウンドにも対応した避難誘導體制の整備	増加傾向にあるインバウンド（外国人旅行者）を避難誘導するため、多言語に対応した避難誘導體制を整備する。



保存地区内の一時的避難場所・避難所（左：中社公会堂 右：宝光社振興館）

英語 / English

Because I don't speak English very well, Let me use this chart to communicate.

Please point at the applicable question.

For Tourists

- What happened?
- How long do aftershocks last?
- Is this building safe?
- What should I do?
- My phone has been disconnected, what's wrong?
- I'd like to call ...
- Do I need to evacuate to somewhere?
- I got injured.
- Until when should I stay here?
- Do you have enough water and food?
- Are trains and buses running?
- How can I get to the airport?
- I want to go back to my country. What should I do?
- Is there any way to confirm the operating status of airplanes or trains?
- Do you know the operating status of international flight?

For Staff

- A major earthquake has just occurred.
- This building may shake again. However, it is safe and will not collapse.
- Please follow the instructions of staff.
- Mobile phones and smartphones cannot be used.
- The TV and internet cannot be used.
- The current news in foreign languages is now available on the radio.
- We have enough water and food in stock.
- We will check it, so please come back here after 40 minutes.
- For any inquiries, please contact here.
- Public train and buses are not yet in operation.
- There is no airport access because trains and buses are not in operation.
- All overseas flights are currently not in service.

(参考) コミュニケーションシートの例

※国土交通省関東運輸局「外国人旅行者の災害時における避難誘導體制の整備「避難誘導マニュアル」より

3-19 保存地区及び周辺の指定緊急避難場所・指定避難所と災害適否

指定緊急避難場所 指定避難所	収容人数 (計1)	災害の適否			
		洪水等	土砂災害	地震	大規模火災
中社公会堂	12	○	○	○	×
越水生活センター	7	○	○	○	×
宝光社振興館	12	○	○	×	×
戸隠交流促進施設 (そばの里二番館)	不明	○	○	○	×
長野吉田高等学校 戸隠分校	458	○	○	○	×



3-20 保存地区及び周辺の指定緊急避難場所・指定避難所の位置

※ 収容人数については長野市地区別防災カルテから、それ以外の項目は「長野市行政地図情報」の「防災マップ」(<https://www2.wagmap.jp/nagano/PositionSelect?mid=18>) から引用。

1-(e) 早期復旧・復興への取り組み

課 題	
・被災後、早期に復旧・復興ができるよう平時から取り組みを行う。	

対 策	
1-(e)-① 応急復旧資材の確保	被災時に迅速な応急復旧ができるよう、ブルーシートや土のう等の応急復旧資材をあらかじめ確保しておく。
1-(e)-② 修理用建材のストックヤード整備	修理用建材のストックヤードを整備し、伝統的建造物の復旧に有効な資材の保管に努める。
1-(e)-③ ヘリテージマネージャーや職人等との連携強化	災害後の応急復旧や修理がスムーズに進むよう、ヘリテージマネージャー（建築士）や職人、地域の工務店等との協力体制を平時から築いておく。
1-(e)-④ 建物別の修理履歴や図面の整理・保存	災害後の修理がスムーズに進むよう、建物の修理履歴や図面をあらかじめ整理・保存しておく。
1-(e)-⑤ 古写真や史料の保管・記録	建物や町並みの復旧・復興の指針となりうる古写真や史料をあらかじめ保管・記録しておく。



被災物件を調査するヘリテージマネージャー



職人による応急復旧

1-(f) マンパワーの確保

課 題	
<p>・ 防災力の基盤となる地域人口の維持のため、空き家バンク制度を活用し、移住希望者の積極的な受け入れを図る。</p>	

対 策	
<p>1-(f)-① 移住希望者と空き家等マッチング推進</p>	<p>空き家所有者に空き家バンクへの登録を促すとともに、地区住民が「案内人」となり、移住希望者と物件のマッチング支援や地区住民との交流の場を提供する。</p>

信更地区住民自治協議会では、田舎暮らしを応援しています。

しんこうまち
田舎暮らし 長野市 信更町 田舎暮らしなら 信更町の里山信更町へ

トップページ
信更町の紹介
移住後の現状
イベント
田舎暮らし案内人
長野市の取り組み
住民自治協議会の取り組み
アクセス
空き家情報
お問い合わせ

田舎暮らし案内人

私達が「田舎暮らし案内人」です。

当地区の移住受け入れ事業の大きなウリは、「案内人」が移住を希望される方への様々なサポートをきめ細やかにしっかりと、皆さんに安心していただくことです。

空き家を希望される方には空き家を、新築をされる方には用地の確保、農業を希望する方には、リンゴ畑や水田の確保、会社等に勤務を希望する方には、職安に同行して勤務先の確保、事業を希望する方には、用地の確保等、積極的に支援します。

どんなことでも相談に応じます。

3日前までにご連絡いただければ、「案内人」が現地をじっくりと案内させていただきます。

中島 忠徳です
平成27年3月まで住民自治協議会長として、令和元年6月まで「田舎暮らしを支援する委員会」委員長として移住受け入れ事業に取り組んできました。これからは、「田舎暮らしを支援する委員会」顧問として取り組んでまいります。

小山 悦夫です
住民自治協議会の事務局長として、いままでも移住受け入れ事業に取り組んできました。今後も引き続き先頭に立って取り組んでいきます。

小林 誠です
令和元年6月まで「田舎暮らしを支援する委員会」の副委員長を務めていました。これからは「田舎暮らしを支援する委員会」委員長として引き続き移住事業に取り組んでまいります。

信更地区住民自治協議会
〒381-2351
長野県長野市信更町水ノ田3180-1
TEL 050-3583-2071
FAX 050-3583-2071
E-mail
shinkou207@ngn.janis.or.jp

信更地区住民自治協議会では、過疎化で元気が失われつつある町を、元気にしていくため、田舎暮らしを支援し、信更町に移住していただくよう取り組んでいます。

不明な点、ご希望がありましたら「お問い合わせページ」をお願いします。

このページの先頭へ

copyright ©2015 shinkouchiku jumijichikyogikai all rights reserved.

(参考) 長野市信更地区における移住支援の取り組み

3.2 火災に関する対策

保存地区は市消防局が設置した消防署から距離が離れており、火災発生からの通報から消防隊が現地に到着するまで時間を要する。また、市消防団の2つの分団（中社区：戸隠第一分団、宝光社区：戸隠第二分団）が設置されているが、あくまで非常備消防であり、団員の勤務状況などで火災発生時に迅速な消火活動を行える体制には必ずしもなっていない。そのため、住民を主体とした初期消火体制の確立が重要であるが、既存の消火設備は一般住民が簡単に扱えるものではなく、住民主体の初期消火は困難な状況である。

このような大きな課題を認識しつつ、火災の進展段階による5つの項目に区分して対策を整理する。

2-(a) 出火予防

課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店や宿泊施設など、厨房やボイラー施設からの出火リスク ・ 宿泊施設の客室での喫煙や寝たばこによる出火リスク ・ 古い電気配線の劣化・損傷による出火リスク ・ 放火や不審火が起きやすい空き家の増加 	
対 策	
2-(a)-① 出火リスクの把握と日常点検の徹底	身近な出火リスクを把握し、日常的に点検を行う。 宿泊施設では客室を禁煙とし、防火対策をとった喫煙スペースを設けるよう努める。
2-(a)-② 老朽化した電気配線・設備の更新	ショートや漏電による火災を防ぐため、所有者や管理者は電気事業者に依頼して定期的な点検を行う。劣化が確認された場合には早期に更新するよう努める。
2-(a)-③ 感震ブレーカーの設置促進	地震時の通電火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置を進める。
2-(a)-③ 不審火・失火防止のための警戒活動の実施	放火等の不審火を防ぐため、消防団や自主防災会を中心に夜回り警戒等を行う。 放火や不審火が起きやすい空き家を地域ぐるみで把握し、異常がないか定期的に確認する。
<p>(参考) 感震ブレーカーの仕組み</p>	

2-(b) 早期発見・早期通報

課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・設置義務のある住宅用火災警報器や自動火災放置設備の適正な設置・管理 ・火災発生をいち早く発見・通報できる仕組みづくり 	

対策	
2-(b)-① 住宅用火災警報器の設置・管理の徹底	市火災予防条例で設置が義務付けられている住宅用火災警報器を確実に設置するとともに、適正な維持管理と点検を行う。
2-(b)-② 自動火災報知設備の機能強化	消防法で自動火災報知設備の設置が義務付けられている旅館等の施設については、適正な維持管理と点検を行う。 設備更新の際には、自動試験機能を搭載したR型受信機へ更新し、火災報をスマートフォン等へ通知することを検討する。
2-(b)-③ 人の出入りが少ない建物への炎センサー設置	夜間無人になる施設や隣家から離れた建物について、防犯モニターを併設した炎センサーを設置し、不審者の侵入や不審火をいち早く発見できるようにする。
2-(b)-④ 外部通報システムの整備	隣家との間隔が離れた建物や、留守宅での火災を周辺住民が早期に発見し、通報することができるシステムを導入する。

(参考) 外部通報システムの例

外部通報装置は、屋内に住宅用火災警報機器を設け、これと連動するサイレンやブザー等の警報器を屋外に設置して火災発生を外部（表通り）に通報するシステムである。一般的な装置としては以下のものがあげられる。

- ・屋内の住宅用火災警報機器を連動型とする。無線によりワイヤレスとすることができる。
- ・住宅用火災警報機器の信号を受け取る「移報アダプタ」を設置する。
- ・「移報アダプタ」と接続された外部の警報機器（サイレン、ブザー等）を設置する。
- ・無線型住警器は15個まで連動可能。住警器の間隔は100mまで可能（離れと母屋をつなぐこともできる）

2-(c) 初期消火・延焼防止

課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ・消防署から距離があり、消防隊到着まで時間がかかる。 ・防火水槽から容易に吸水できる軽可搬ポンプの未配備。 ・飛び火による類焼の危険性が高い建物が多い。 ・過去の火災では飛び火による遠距離からの類焼が起きており、飛び火警戒の体制が必要。 	

対 策	
2-(c)-① 消化器・水道式消火機器の配備	各世帯において、家庭用消化器や水道を利用した簡易消火機器など、ごく初期の消火活動に利用できる器具を配備する。
2-(c)-② 既存消火栓への小口径消火ホース等の配備	既存消火栓に40mm口径の媒介金物と易操作性消火ホースを配備し、住民による初期消火活動をしやすいとする。
2-(c)-③ 軽可搬消防ポンプの配備	防火水槽付近に、軽くて持ち運びがしやすく、操作もしやすいD級可搬ポンプを配備し、住民による初期消火活動をしやすいとする。
2-(c)-④ 延焼危険度が高い建物への消火設備の設置	茅葺建物など飛び火による類焼の危険度が高い建物に対しては高粘度液体を用いた消火設備（可搬型・据置型）を設置する。建物修理にあわせ、散水設備の設置を推進する。
2-(c)-⑤ 飛び火警戒体制の構築	火災発生時の風向きや風量から、飛び火による延焼が起きやすいエリアに警戒を出す仕組みを検討する。



(参考) 持ち運びがしやすく操作が簡単な可搬型D級ポンプ



(参考) 易操作性消火ホース

2-(d) 施設での避難・誘導

課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ・冬季の積雪や雪囲いも想定した避難経路を設定し、誘導灯や誘導標識を適切に配置する。 ・宿泊客を想定した防災訓練の実施や避難誘導計画を作成する。 	

対 策	
2-(d)-① 冬期も考慮した避難経路の確保	<p>積雪や雪囲いも考慮した上で、各部屋から二方向避難が確保できる避難経路を検討する。</p> <p>通常の方法で二方向避難が確保できない場合は、避難はしご等の避難設備を用いて2階からの避難経路を確保する。</p> <p>避難経路上には誘導灯や誘導標識を適正に設置し、物を置かずに日頃から空間・経路の確保に努める。</p>
2-(d)-② 施設ごとの避難誘導計画の作成	<p>宿泊施設や飲食店等においては、宿泊者等の避難誘導計画を作成し、計画に基づいた防災訓練を定期的実施する。</p>



(参考) 避難はしごの事例 左：ロープ式 右：固定式



(参考) ドイツにおける二方向避難経路の確保の事例

- 左・中央：外壁や屋根に設置されたはしごを使って窓から屋外へ避難し、その後は消防等の救助を待つ。なお、設置されているはしごは、防犯面に配慮し地上まで達していない。
- 右：延焼防止の観点から隣棟間の開口部設置は許可されていないが、屋根裏部分の2方向避難ができないため、避難口となる窓の設置を許可した例。

2-(e) 消防活動

課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ・既存の防火水槽のほとんどは耐震化されておらず、積雪時に容易に吸水できるサクシオンパイプも整備されていない。 ・既存の消火栓の配置では、消火ホース（20m）を5本以上接続しなければ消火活動を行えない箇所があり、水圧の低下で十分な消火活動ができない可能性がある。 ・地区内で複数の火災が発生し、多数の消火栓を同時開放した場合、上水道を利用した既存の消火栓では水圧の低下で十分な消火活動ができない可能性がある。 	

対 策	
2-(e)-① 既存防火水槽へのサクシオンパイプの設置	耐震化されていない既存の防火水槽について、劣化状況をみながら耐震性貯水槽への更新を順次進める。 耐震化にあわせ、積雪時の吸水や管理が容易になるサクシオンパイプを設置する。
2-(e)-② 消火栓の適正配置・易操作性消火栓の併設	消火栓からの実効的な消防活動可能範囲を半径56m（消火ホース3本接続）とし、全ての建物に対して2つ以上の消火栓から同時放水できるよう、消火栓を配置する。 消火栓の新設にあたっては、易操作性消火栓を併設する。
2-(e)-③ 多数同時放水のため消防水利を拡充	多数同時放水の実現に向け、水圧不足等により消防水利が不足している箇所には、防火水槽とポンプの整備を優先的に行い、当面の消防水利を確保する。 将来的には大型防火水槽を標高の高い位置に整備することを検討する。



(参考) 中社地区での防火水槽の積雪対策（左）と積雪時でも吸水を容易にするサクシオンパイプの事例（右）

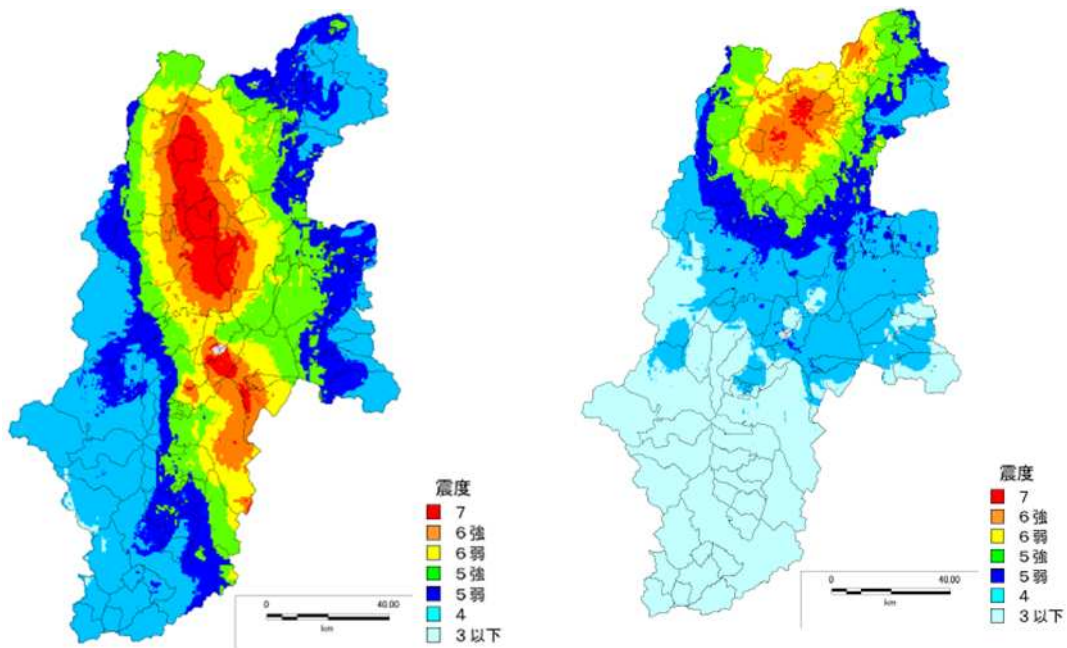
3.3 地震に関する対策

保存地区は飯縄山起源の第四紀岩屑なだれ堆積物及び火山山麓扇状地に立地しており、長野市が作成した「地震防災マップ」(平成23年2月)では想定最大震度を5.5以上6.0未満と想定しており、市内でも比較的揺れにくい地域とされている。

一方で、弘化4年(1847)の善光寺地震(推定マグニチュード7.4)では多くの建物被害があったことが史料から窺え、近年でも平成26年11月26日に発生した神代断層地震(マグニチュード6.7)においては土壁の剥落や石垣の崩落、多くの石造物が倒壊する被害が保存地区内で発生した。今後、糸魚川-静岡構造線断層帯や長野盆地西縁断層帯などを震源とした大地震の発生も予想されており、想定外の大地震への備えが求められている。

保存地区の伝統的建造物は正面側の開放性が高く、耐震要素となる壁が偏って配置されているため、大地震時には倒壊の危険性がある。伝統的な形式を維持しつつ効果的な補強を図る上では、耐震要素のバランスの良い配置や水平構面の補強が必要となる。

また、豪雪地であるため、積雪荷重に留意した地震対策を講じる必要がある。



震度想定図 左:糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体) 右:長野盆地西縁断層帯の地震

3-(a) 建物の耐震対策

課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの家屋が耐震診断を受けておらず、住民による日常点検や手入れの必要性についても十分に浸透していない。 ・現状の伝統的建造物は耐震性の不足が想定され、大地震時に倒壊の危険性がある。 ・耐震要素が平面的に偏っているため、効果的な補強として耐震要素のバランスの良い配置や水平構面の補強が必要となる。 ・伝統的建造物の多くは在来工法による増築部が接続しているため、増築部分を含めた補強計画を考えるなど柔軟な対応が肝要となる。 ・豪雪地のため、地震時の積雪荷重の影響が大きい。 	

対 策	
3-(a)-① 劣化・破損箇所の日常点検と初期補修の実施	所有者や管理者は、建物の劣化・破損箇所の早期発見のために日常的に点検を行い、異常を確認した場合には早期にヘリテージマネージャー等の専門家に相談する。
3-(a)-② 適切な雪下ろしの実施	屋根への積雪荷重が地震時の耐震性能にも大きく影響することから、住民は定期的な雪下ろしを実施する。 高齢者等の自力での雪下ろしが困難な住民に対しては、地域において支援体制を構築する。
3-(a)-③ 耐震診断の推進	日常生活している建物の耐震性能をあらかじめ把握するため、ヘリテージマネージャー等の協力により耐震診断を推進する。
3-(a)-④ 構造補強指針の作成	専門家の協力のもと、伝統的建造物のタイプ別に応じた「耐震補強指針」を策定し、住民や建築士等に周知する。
3-(a)-⑤ 建物の構造補強の推進	建物の修理事業にあわせ、文化財としての価値を損ねない形で耐震診断に基づく効果的な構造補強を実施する。耐震診断が実施できない場合にも「構造補強指針」に基づき、可能な範囲での構造補強を実施する。 伝統的建造物以外の木造住宅については、既存の耐震対策支援制度の周知を図り、構造補強を促進する。



写真 15 土間に構造用合板による補強壁を設置
あえて仕上げを施さず後補の補強壁と分かるようにした
(鹿島市浜庄津町浜金屋町地区)



写真 16 土間に荒壁パネルによる補強壁を設置
白色に仕上げ違和感ないようにした
(鹿島市浜庄津町浜金屋町地区)

3-(b) 工作物の耐震対策

課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な石垣や石造物などは耐震的には脆弱であり、人や車の往来の多い通りに面している場合、崩落により人名に危害を与える危険性がある。 ・土留めの役割を果たす石垣が崩れた場合、敷地内の建物に被害が及ぶ危険性がある。 	

対 策	
3-(b)-① 石垣・石造物等の日常点検の実施	石垣や石造物等の日常点検を行い、石垣の孕み出しや石造物の傾きなどの変化を早期に発見する。
3-(b)-② 石垣・石造物等の耐震対策の推進	石垣はモルタルを用いた練積等により安全性を確保する。人通りが多い通りに面した石造物については、部材の崩落防止のための補強を検討する。 いずれの場合も外観や可逆性には十分に配慮する。
3-(b)-③ 地震時の危険性についての注意喚起	比較的人通りの少ない位置にある石造物や、耐震対策が難しい石造物については、地震時に倒壊の危険性があることを掲示し、注意を喚起するとともに近接防止措置を講じる。



写真 42 練積で修理した石垣（嬉野市塩田津地区）



写真 39 石灯笼の危険性明示看板

（参考）石垣・石造物の耐震対策
文化庁『伝統的建造物群の耐震対策の手引』より

3.4 雪害に関する対策

保存地区は特別豪雪地帯に指定されるほど積雪量が多く、雪害による被害は毎年恒常的に発生している。本来、保存地区においては「せがい造」に代表されるように、雪に強い建築様式が伝統的に採用されてきた。また、屋根からの落雪による建物の損傷を避けるため、建物同士を離して配置する工夫もされてきた。しかしながら、昭和40年代以降は高度経済成長の波にのり、本来は排雪処理のために空隙となっていた部分に増築や新築がなされ、現状ではかえって雪害を招く要因ともなっている。

また、地球規模での気候変動により、雪が湿雪化し、建物や樹木等の被害を拡大させているとも考えられている。

4-(a) 建物の補強・改修

課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ・勾配が緩い屋根の軒先では、「返り水」（スガ漏れ）の被害が多い。 ・屋根から落ちた雪によって増築部の外壁や下屋が壊れる被害が多い。 ・屋根の入隅部分に積雪が集中し、雪圧により外壁や建具が破損する被害が多い。 ・建物北側など積雪が残りやすい箇所は土台や柱の腐朽が進行しやすい。 	

対 策	
4-(a)-① 雪害頻発箇所の補強	軒折れが生じやすい箇所では、通常よりも材寸法の大きい部材を用いて補強を行う。 積雪が集中し雪圧により外壁等が破損しやすい箇所は、材寸法の大きい部材の使用や、鋼板の使用により側壁補強を行う。ただし、鋼板の使用は表通りからの見え方に配慮したものとする。
4-(a)-② 雪溜まり箇所の腐朽対策	建物北側など残雪により部材が腐朽しやすい箇所については、鋼板の使用や、基礎を積雪高にあわせて立ち上げるなどの対策をとる。ただし、表通りからの見え方に配慮したものとする。



(参考) 雪が溜まりやすい北側基礎を立ち上げた事例 宝光社地区 塚田家

4-(b) 屋根積雪の抑制

課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・豪雪地のため、地震時の積雪荷重の影響が大きい。 ・高齢等の理由により、屋根の雪下ろしができない世帯の増加が予想される。 	

対策	
4-(b)-① 適切な雪下ろしの実施 (再掲)	<p>屋根への積雪荷重が地震時の耐震性能にも大きく影響することから、住民は定期的な雪下ろしを実施する。</p> <p>高齢者等の自力での雪下ろしが困難な住民に対しては、地域において支援体制を構築する。</p>
4-(b)-② 屋根融雪装置の導入推進	<p>落雪による被害防止のため、景観やランニングコストに配慮した屋根融雪装置の導入を推進する。</p>

雪かきだってスポーツだ!

雪かき道場® in 鬼無里
~初級編~
平成28年2月20日(土)~21日(日)

◎参加費 1000円 ※交流会参加の場合は別途1500円
(テキスト代・保険代込、二日目の昼食付◎)

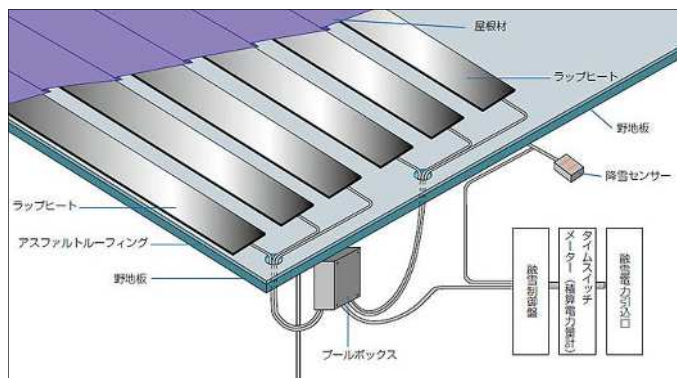
◎宿泊費 4000円(1泊朝食付)

◎会場 鬼無里活性化センター(鬼無里支所併設)
(送迎バス利用の方は長野駅東口集合になります。)

◎時間 午後1時~(受付開始は午後12時30分より)

雪かき道場ってなに?
雪国では昔から雪が降りれば家裏庭まで雪かき、それが当たり前でした。しかし高齢化が進み、核家族化が進み、明るかな道、手不足の現代、ボランティアをいい人がいる、でも慣れていない人が多く、信じて頼ることができない人がいる。そのためにも雪に慣れ、雪のある暮らしを楽しみ、雪国の大々お楽しみ、雪かき道場をつくりました。雪かきを楽しく学びながら、自然を体験し、あなたがい、人づくりにしてください。

(参考) 雪下ろしの支援体制の構築例「雪かき道場in鬼無里」



(参考) 外観に配慮した屋根融雪装置の事例

4-(c) 排雪処理

課 題	
・増築により敷地内の空隙がなくなり、排雪処理が困難となっている。	

対 策	
4-(c)-① 適切な隣棟間隔の確保	建物を近接させすぎず、雪害を招かない適切な隣棟間隔を確保する。 過去に増築した建物については、現在の生活にあわせて減築を検討する。
4-(c)-② 共同排雪場所の確保	地区内の空き地やオープンスペースを利用し、地域共同の排雪場所を確保する。 冬期にも水量がある水路については、融雪溝として活用する。



(参考) 隣棟間隔が狭いために排雪処理が困難な事例

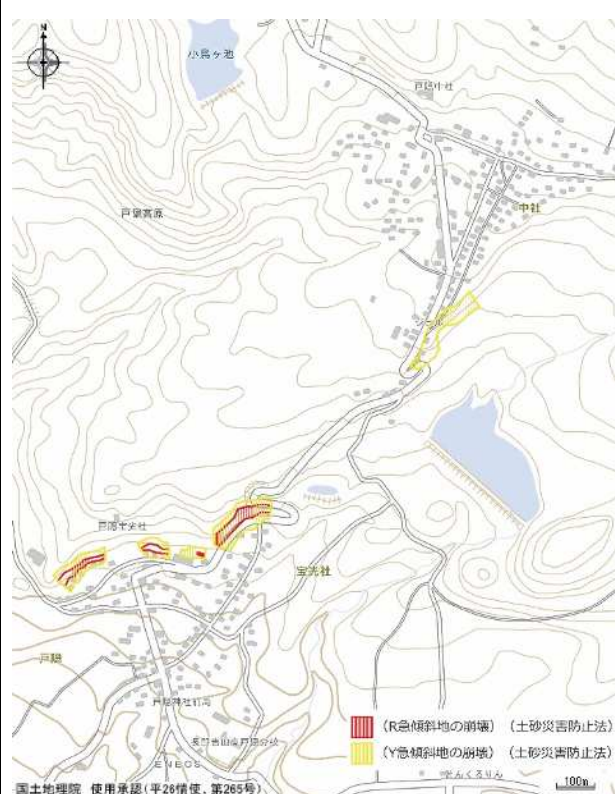
3.5 その他の災害に関する対策

保存地区におけるその他の災害として、豪雨による土砂災害と、突風や強風による樹木の倒木や落枝被害が想定される。

5-(a) 土砂災害対策

課 題	
・保存地区内に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）や同警戒区域（イエローゾーン）が設定されており、一部の伝統的建造物が警戒区域内に存在する。	

対 策	
5-(a)-①	敷地背面が傾斜地で崩落の危険性がある場合には、治山事業を県の治山事業等との連携 行う県と連携し、景観に配慮した崩落防止対策を検討する。



国土地理院 使用承認(平28情保,第265号) レッドゾーン・イエローゾーンの設定範囲



(参考) 斜面崩落対策のイメージ

5-(b) 樹木の倒木・落枝対策

課 題	
<p>・保存地区内には環境物件に特定された巨樹・名木をはじめ、神社境内林や屋敷林など景観を構成する樹木が成長により大型化しており、強風や樹勢の悪化による倒木、落枝被害が懸念される。</p>	

対 策	
5-(b)-① 樹木の日常点検・管理の実施	巨樹を中心に現況の把握と日常点検を実施し、定期的な枝下ろしなど落枝の危険の除去に務める。
5-(b)-② 樹木医診断に基づく樹勢回復	樹勢の悪化がみとめられる樹木については、樹木医診断に基づき、樹勢回復による樹木の健全化を促す。
5-(b)-③ 危険木等の伐採	枯死木や危険木は伐採し、景観に配慮して後継木を補植する。伐採した樹木は保存地区における修理修景等にできるだけ活用する。
5-(b)-④ 電線類の地中化の推進	樹木の倒木や落枝による電線類の断線被害を防ぐとともに、景観の向上を図るため、可能な限り電線類の地中化を推進する。

歩道のない道路の無電柱化に 水路付小型ボックス

D.D.BOX Neo



D.D.BOX Neoは、側溝機能を備えた小型ボックスです。
上部を側溝、下部を電線類収納スペースとして利用し道路空間を有効活用します。

特許取得済
関連特許出願中

- ❖ (1)側溝整備
- ❖ (2)無電柱化

を同時に実現！

- ❖ 道路空間を有効活用

歩道のない道路の無電柱化に
水路付小型ボックス
D.D.BOX Neo

側溝整備 + 無電柱化



上段
側溝として使用

電線類を収納

下段

(参考) 歩道のつかない道路における側溝整備を兼ねた地中化製品事例

4 防災対策事業の全体フレーム

項目	課題	対策	ハード	ソフト	継続	短期	中・長期	各世帯	地域	行政	その他
1 防災全般	1-(a) 災害に対する理解の促進	1-(a)-① 住民向け防災マニュアルの作成		●					○	◎	
		1-(a)-② 防災に関する勉強会の開催		●					◎	○	○(大学等)
	1-(b) 災害に強いコミュニティの再構築	1-(b)-① まちづくり活動の活性化		●					○	◎	
		1-(b)-② 災害時の安否確認のルール化		●					○	◎	○
		1-(b)-③ 災害時の要援護者の把握と共有		●					○	◎	○
	1-(c) 効果的な防災訓練の実施	1-(c)-① 住民参加型の防災訓練の定期実施		●					○	◎	
		1-(c)-② 専門家の指導による想定訓練の実施		●					○	◎	○(大学等)
	1-(d) 観光客への対応	1-(d)-① 観光客の一時避難場所・避難所の検討		●					○	◎	
		1-(d)-② インバウンドにも対応した避難誘導設備の整備	●						○	◎	
	1-(e) 早期復旧・復興への取り組み	1-(e)-① 応急復旧資材の確保		●					◎		
		1-(e)-② 修理用建材のストックヤード整備	●						◎	○	
		1-(e)-③ ヘリテージマネージャーや職人等との連携強化	●						◎	○	○(HM等)
		1-(e)-④ 建物別の修理履歴や図面の整理・保存	●						○	◎	
		1-(e)-⑤ 古写真や史料の保管・記録	●						○	◎	○(大学等)
	2 火災	2-(a) 出火予防	2-(a)-① 出火危険箇所の把握と日常点検の実施		●				◎	○	
2-(a)-② 老化した電気配線・設備の更新			●					◎			
2-(a)-③ 感震ブレーカーの設置促進			●						◎	○	
2-(a)-④ 不審火・失火防止のための警戒活動の実施			●						○	◎	
2-(b) 早期発見・早期通報		2-(b)-① 住宅用火災警報器の設置・管理		●					◎		○(設備士)
		2-(b)-② 自動火災報知設備の機能強化	●						◎	○	○(設備士)
		2-(b)-③ 外部通報システムの整備	●						○	◎	○(設備士)
2-(c) 初期消火・延焼防止		2-(c)-① 消火器、水道式消火機器の配備		●					◎	○	○
		2-(c)-② 既存消火栓への小口径消火ホース等の配備	●						○	◎	
		2-(c)-③ 軽可搬消防ポンプの配備	●						○	◎	
		2-(c)-④ 延焼危険度が高い建物への消火設備の設置	●						○	◎	◎
		2-(c)-⑤ 飛び火警戒体制の構築		●					◎	○	
2-(d) 施設での避難・誘導		2-(d)-① 冬季も考慮した避難経路の確保		●					◎		
		2-(d)-② 施設ごとの避難誘導計画の作成		●					◎		
2-(e) 消防活動		2-(e)-① 既存防火水槽へのサクシオンパイプの設置	●						○	◎	
	2-(e)-② 消火栓の新設・適正配置	●						○	◎		
	2-(e)-③ 多数同時放水のため消防水利を拡充	●						○	◎		
3 地震	3-(a) 建物の耐震対策	3-(a)-① 劣化・破損の日常点検と初期補修の実施		●				◎			○(HM等)
		3-(a)-② 家具等の転倒防止対策の実施		●					◎		
		3-(a)-③ 適切な雪下ろしの実施		●					◎	○	
		3-(a)-④ 耐震診断の推進		●					◎	○	○(HM等)
		3-(a)-⑤ 建物の構造補強指針の作成		●						◎	○(大学等)
		3-(a)-⑥ 建物の構造補強の推進	●						◎	○	
	3-(b) 工作物の耐震対策	3-(b)-① 石垣等の構造補強の推進	●						◎	○	
3-(b)-② 地震時の危険性についての注意喚起			●					◎	○		
4 雪害	4-(a) 建物の補強・改修	4-(a)-① 雪害頻発箇所の構造補強	●					◎	○		
		4-(a)-② 雪溜まり箇所の腐朽対策	●					◎	○		
	4-(b) 屋根積雪の抑制	4-(b)-① 適切な雪下ろしの実施(再掲)		●					◎	○	
		4-(b)-② 屋根融雪装置の導入推進	●						◎	○	
	4-(c) 排雪処理	4-(c)-① 適切な隣棟間隔の確保	●						◎		
4-(c)-② 共同排雪場所の確保		●						◎	○		
5 その他災害	5-(a) 土砂災害対策	5-(a)-① 県(治山事業等)との連携	●					○	◎		
		5-(b)-① 樹木の日常点検の実施		●				◎	○		
	5-(b) 倒木・落枝対策	5-(b)-② 樹木医診断に基づく樹勢回復		●					◎	○	
5-(b)-③ 危険木等の伐採		●						◎	○		

※ 短期：1～3年を目標 中・長期：4～10年を目標

5 今後の課題

5.1 建築基準法の緩和

伝統的建造物や歴史的町並みを保存しつつ、地域全体の防災力の向上を目指す上では、建築基準法上の制限により伝統的建造物の修理等に困難が生じる場合がある。そこで、限定的な範囲の中で、建築基準法の制限緩和制度の導入を検討する。

5.2 効果的な防災対策事業の推進

本計画を有効に実践していくためには、住民、地域、行政はもちろんのこと、保存地区に関わる職人や建築士、消防設備士、学識経験者などの専門家が連携して保存地区の安全と安心をより確固なものとしていくことが求められる。そのために、各分野の専門家を市が「防災アドバイザー」に委嘱し、必要に応じて指導・助言を得られる体制を構築する。

また、保存地区の防災に関わる各主体が参加する「保存地区防災会議」を定期的を開催し、防災計画の進捗や事業効果の検証をして、計画の更新を図ることを検討する。